

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 金融取引に係る移転価格税制

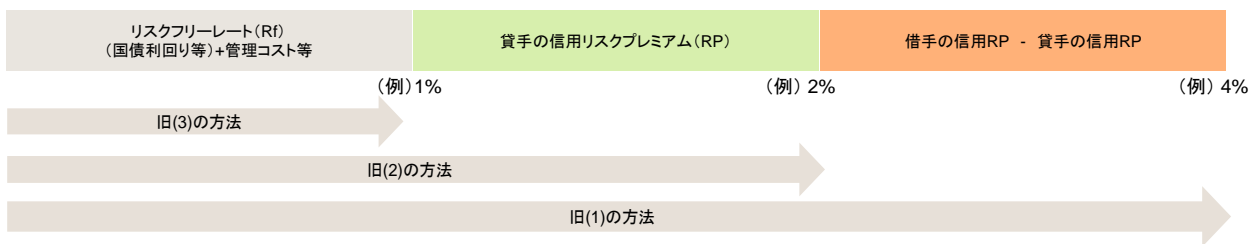
昨年（2022年）6月10日に移転価格事務運営要領が改正されました。改正前に認められていた簡便法の規定が削除されるなど実務への影響が大きいと考えられます。なお、新指針は経過的取扱いにより2022年7月1日以降に始まる事業年度より適用されます。

改正の概要

1. 金銭の貸借取引

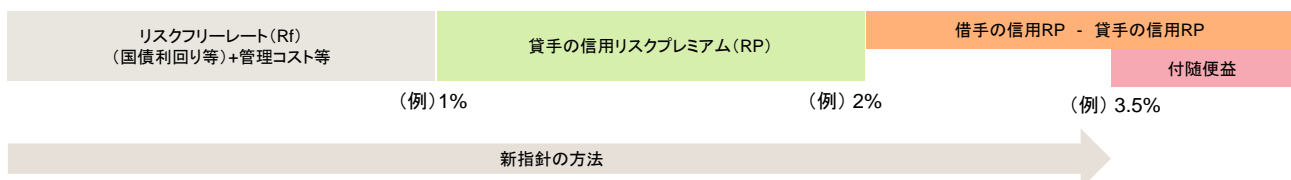
旧指針の下では、業として金銭の貸付け等を行わない一般事業会社の貸付利率算定において、簡便法¹により算定された利率を「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」を適用して算定した利率として検討し得ることが認められていました。本改正では、「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」に関するガイダンスが削除されました。

この規定は「利率＝リスクフリーレート＋スプレッド」を基本的な考え方としており、スプレッドは下図の通りそれぞれ(1)借手の信用力、(2)貸手の信用力、(3)スプレッド不要、として算定するものでした。



新指針では、金融市場における利率その他の現実に行われる取引に依拠した客観的な指標で通貨、時期、期間、信用力その他の比較可能性に影響を与える要素が同様の状況の下にあるものにより比較対象取引を想定することで利率を算定することとされました。つまり、信用力の検討において、借手の格付けを利用する必要が有ります。

なお、借手の格付け評価では、企業グループに属している事実を前提に信用格付けを行うこととされています。グループに属している事実は付随便益として対価性が無いものとされました。



¹旧移転価格事務運営要領 3-8

- (1) 国外関連取引の借手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率
- (2) 国外関連取引の貸手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率
- (3) 国外関連取引に係る資金を、当該国外関連取引と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率

また、旧指針では、銀行等から借入れた場合の金利を参照することとされていましたが、新指針では銀行等に限定していません。銀行からの資金調達が困難な発行体の起債情報を参照して算定すると、利率は旧指針により算定した場合よりも非常に高い利率のとなりますので、付随的便益の控除が大きな論点となる可能性が有ります。

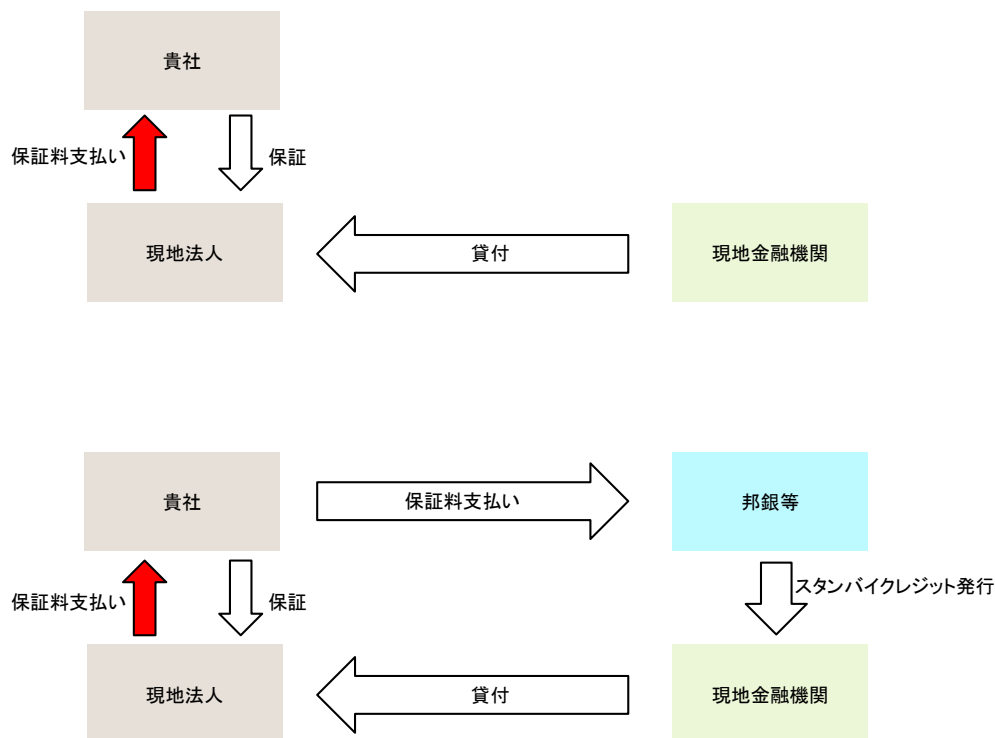
2. 債務保証取引

現地法人が以下のように現地金融機関より融資を受けた場合には、親子間の金融取引が無いように見えますが、親会社が保証を行っている場合には保証料の徴収が必要です。

新たに、保証料率を算定する際に勘案すべき3つのアプローチが紹介されました。

- ① 保証が有る場合のスプレッドと、保証が無いとした場合のスプレッドの差
- ② 債務不履行となった場合に被る損失の期待値
- ③ クレジット・デフォルト・スワップ (CDS)

なお、改正「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」では、①のスプレッドの差と②の期待損失率の平均値を独立企業間価格とする方法が解説されています。



債務保証は親子ローンに比して貸手の資金調達コストを考慮する必要が無いため課税リスクが相対的に小さくなりますが（上の例では3.5%から1.5% (= 3.5% - 2.0%)）、借手の格付けや付随便益の評価といった難しい論点の検討を要します。

お見逃しなく！

2022年7月1日以降に開始する事業年度からは、旧指針において認められていた、3つの方法（独立価格批准法）は移転価格算定方法として認められなくなりました。特に旧(2)(3)の方法で利率の設定を行っている場合には、借手の信用リスクプレミアムの未回収が明らかですので、寄附金課税の要件を満たす可能性も有ります。借手の信用リスクプレミアムを反映した水準への契約更改を要するかもしれません。